

平成25年度定期監査の結果に基づく措置内容

企画部

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
物品管理者は「市財務規則第277条第1項」の規定に基づき、備品台帳を備えて記録しなければならないとなっているが、購入または寄付された備品のうち台帳に登録されていないものが見受けられた。		購入した備品1件と寄付を受けたもの1件について、備品台帳への記載が漏れてしまいましたが、購入した備品については購入価格を記載し、寄付を受けたものについては価格を把握し、台帳へ記載しました。今後は、庶務担当者、物品管理者が備品の取得について相互に確認し、台帳への記載を確実にしていきます。	
情報政策課	平成26年4月21日提出	平成26年4月30日公表	

総務部

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容
<p>物品管理者は「市財務規則第277条第1項」の規定に基づき、備品台帳を備えて記録しなければならないとなっているが、購入した備品のうち台帳に登録されていないものが見受けられた。</p>		<p>指摘の事項につきましては、購入した備品を備品台帳に登録しました。今後は備品と備品台帳の照合を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>時間外勤務手当について「市職員の給与に関する規則第48条第1項」の規定に基づく適正な時間外勤務手当が支給されていないものが見受けられた。</p>		<p>指摘の事項につきましては、実働時間を確認し、速やかに時間外勤務手当の追加支給を行いました。今後は、時間外勤務命令簿・時間外計算書及び出退勤照会システムの内容の照合を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
総務課	平成26年5月1日提出	平成26年5月29日公表

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容
<p>同一週以外に週休日の振替を行った結果、1週間の正規の勤務時間が40時間を超えた場合「市職員の給与に関する条例第19条第3項」の規定に基づき、40時間を超えた時間に対して時間外勤務手当(25/100)を支給することとなっているが、同手当が支給されていないものが見受けられた。</p>		<p>指摘事項につきましては、週休日の振替簿及び時間外勤務命令簿を確認し、該当者に追加支給しました。今後は、週休日の振替簿及び時間外勤務命令簿について、管理監督者、庶務担当者及び本人による相互確認を徹底し、適正に処理してまいります。また、週休日の振替や時間外勤務の手続き等に関する職員への周知につきましては、これまで主に庶務担当者を対象に財務会計事務研修において実施してまいりましたが、今後は管理監督者を対象に実施し、適正な事務処理について全庁的に取り組んでまいります。</p>
人事課	平成26年5月8日提出	平成26年5月29日公表

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容
<p>休日勤務した際、1時間の休憩時間取得しているが、休憩時間を含めて時間外勤務手当を支給しているものが見受けられた。</p>		<p>指摘の事項については、時間外勤務命令簿及び時間外計算書を実働に応じ訂正し、時間外勤務手当の戻入れを行いました。今後は複数者での確認を徹底し、再発防止に努めます。</p>
財政課	平成26年5月1日提出	平成26年5月29日公表

市民生活部

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>物品管理者は「市財務規則第277条第1項」の規定に基づき、備品台帳を備えて記録しなければならないとなっているが、購入した備品のうち台帳に登録されていないものが見受けられた。</p>		<p>指摘の事項については、購入した備品を備品台帳に登録しました。今後は、このような誤りがないよう十分注意し適切に処理してまいります。</p>	
市民活動課	平成26年5月1日提出	平成26年5月29日公表	

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>同一週以外に週休日の振替を行った結果、1週間の正規の勤務時間が40時間を超えた場合「市職員の給与に関する条例第19条第3項」の規定に基づき、40時間を超えた時間に対して時間外勤務手当(25/100)を支給することとなっているが、対象とならない振替時間に対して同手当を支給しているものが見受けられた。</p>		<p>指摘の事項については、時間外勤務手当(25/100)の支給対象外分について戻入を行いました。課員に周知を行い、今後は、時間外勤務命令簿、時間外計算書の確認を徹底し、適正に処理してまいります。</p>	
生活安全課	平成26年4月23日提出	平成26年4月30日公表	

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>同一週以外に週休日の振替を行った結果、1週間の正規の勤務時間が40時間を超えた場合「市職員の給与に関する条例第19条第3項」の規定に基づき、40時間を超えた時間に対して時間外勤務手当(25/100)を支給することとなっているが、対象とならない振替時間に対して同手当を支給しているものが見受けられた。</p>		<p>指摘のありました時間外勤務手当の過払い分について、再度週休日の振替簿を確認の上、時間外勤務命令簿及び時間外計算書を修正し、速やかに戻入の処理を行いました。今後は、職員へ規定等の周知を図り、週休日の振替簿及び時間外勤務命令簿の確認を徹底し適正に処理をしてまいります。</p>	
廃棄物対策課	平成26年4月18日提出	平成26年4月30日公表	

福祉部

監査の結果	監査の結果に基づく措置内容	
<p>使用料収入において、収入事務受託者が歳入を徴収又は収納したときは、「財務規則第54条第2項」の規定に基づき、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないこととなっているが、2～3ヶ月まとめて収入処理しているものが見受けられた。</p> <p>その中には、平成24年度中に収納しているにもかかわらず、平成24年度歳入ではなく平成25年度の歳入として処理しているものがあった。</p>	<p>平成24年度分で収入処理すべき歳入を平成25年度分で処理した件については、現年度と過年度を分けるために科目更正をいたしました。また、指定管理者に対し、使用料等の徴収または収納があった場合には、組織運営に支障をきたさない範囲で、できる限り速やかに金融機関に払い込むように口頭により指導いたしました。今後も遅滞無く払い込みが行われるよう、指導を行ってまいります。</p>	
<p>同一週以外に週休日の振替を行った結果、1週間の正規の勤務時間が40時間を超えた場合「市職員の給与に関する条例第19条第3項」の規定に基づき、40時間を超えた時間に対して時間外勤務手当(25/100)を支給することとなっているが、対象とならない振替時間に対して同手当を支給しているものが見受けられた。</p>	<p>対象とならない振替時間に対して支給した手当については、戻入いたしました。今後は、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿及び振替休暇の管理を徹底し、特に振替休暇を当該週に取得する場合は、時間外勤務手当の支給に十分注意を払い、再発の防止に努めてまいります。</p>	
社会福祉課	平成26年4月28日提出	平成26年5月29日公表

監査の結果	監査の結果に基づく措置内容	
<p>同一週以外に週休日の振替を行った結果、1週間の正規の勤務時間が40時間を超えた場合「市職員の給与に関する条例第19条第3項」の規定に基づき、40時間を超えた時間に対して時間外勤務手当(25/100)を支給することとなっているが、同手当が支給されていないものが見受けられた。</p>	<p>指摘の事項につきましては、週休日の振替簿及び時間外勤務命令簿を確認し、該当者へ速やかに追加支給を行いました。今後は、課員へ規定の周知を図り、時間外勤務命令簿及び週休日の振替簿の確認を徹底し、適正に処理してまいります。</p>	
高齢福祉課	平成26年5月26日提出	平成26年5月29日公表

監査の結果	監査の結果に基づく措置内容	
<p>負担金収入において、現金取扱員が徴収又は収納したときは、「財務規則第39条第2項」の規定に基づき、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないこととなっているが、1ヶ月まとめて収入処理しているものが見受けられた。</p>	<p>指摘がありました負担金収入につきましては、現金取扱員が徴収した負担金について、その都度指定金融機関に払い込むように改めました。</p>	
<p>物品管理者は「市財務規則第277条第1項」の規定に基づき、備品台帳を備えて記録しなければならないとなっているが、購入した備品のうち台帳に登録されていないものが見受けられた。また、登録価格に誤りがあるものが見受けられた。</p>	<p>指摘の事項につきましては、購入した備品の登録及び訂正を行いました。今後は、備品購入後速やかに登録を行い、このような誤りがないよう十分注意し適切に処理してまいります。</p>	
<p>児童福祉課</p>	<p>平成26年5月27日提出</p>	<p>平成26年6月10日公表</p>

経済部

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
旅行命令に基づく一般払いの旅費については、「市職員の旅費に関する条例第28条」の規定に基づき、翌月に支給することとなっているが、2ヶ月遅延しているものが見受けられた。		指摘の事項につきましては、「市職員の旅費に関する条例第28条」の規定に基づき必ず翌月に支給するよう課内全員に周知徹底を図りました。今後は、旅行命令票を各月で確認し、速やかに支払うよう十分注意してまいります。	
農政課	平成26年5月27日提出	平成26年6月10日公表	

建設部

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>手数料収入において、現金取扱員が徴収又は収納したときは、「財務規則第39条第2項」の規定に基づき、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないこととなっているが、1ヶ月まとめて収入処理しているものが見受けられた。</p>		<p>今後は財務規則を遵守し、適正な収入処理に努めます。</p>	
<p>バスで県内出張をした際、「市職員の旅費に関する条例第3条」の規定に基づき、旅費（交通費）を支給することとなっているが、未支給のものが見受けられた。</p>		<p>指摘の事項につきましては、旅行命令簿等を確認し、該当する旅費の追加支給を行いました。今後は、旅行命令簿を各月で確認し支給漏れがないようにいたします。</p>	
住宅課	平成26年4月21日提出	平成26年4月30日公表	

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>時間外勤務手当について「市職員の給与に関する規則第49条第1項」の規定に基づく適正な時間外勤務手当が支給されていないものが見受けられた。</p>		<p>指摘のありました時間外勤務手当の平日、休日の区分の誤りにつきましては、正しく修正し、時間外手当の追加支給及び戻入を行いました。今後は、このような誤りがないよう課内の確認体制を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>	
下水道課	平成26年5月20日提出	平成26年5月29日公表	

都市整備部

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>物品管理者は「市財務規則第277条第1項」の規定に基づき、備品台帳を備えて記録しなければならないとなっているが、購入した備品のうち台帳に登録されていないものが見受けられた。</p>		<p>ご指摘のあった事項については、速やかに登録しました。今後の備品購入にあたっては、台帳登録の漏れがないよう注意し、適正な事務処理に努めてまいります</p>	
建築指導課	平成26年4月30日提出	平成26年5月29日公表	

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>手数料収入において、現金取扱員が徴収又は収納したときは、「財務規則第39条第2項」の規定に基づき、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないこととなっているが、1ヶ月まとめて収入処理しているものが見受けられた。</p>		<p>ご指摘がありました手数料収入の収納処理につきましては、現金取扱員が徴収した手数料について、その都度指定金融機関に払い込むように改めました。</p>	
区画整理一課	平成26年4月22日提出	平成26年4月30日公表	

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容	
<p>手数料収入において、現金取扱員が徴収又は収納したときは、「財務規則第39条第2項」の規定に基づき、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないこととなっているが、1ヶ月まとめて収入処理しているものが見受けられた。</p>		<p>指摘がありました手数料収入の収納処理については、現金取扱員が徴収した手数料について、その都度指定金融機関に払い込むように改めました。</p>	
<p>前渡資金の預金から生じた利子は、「財務規則第85条第2項」の規定に基づき、その都度納入の手続きをしなければならないこととなっているが、その手続きがされていないものが見受けられた。</p>		<p>指摘がありました預金利子について、資金前渡通帳を記帳し利子収入を確認しましたので、速やかに調定票を作成し、会計管理者口座に納入しました。今後は定期的に前渡資金の預金通帳を記帳し、利子収入の有無を確認し納入手続きの事務手続きの失念を未然に予防します。</p>	
区画整理二課	平成26年4月24日提出	平成26年4月30日公表	

水道事業所

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容
<p>同一週以外に週休日の振替を行った結果、1週間の正規の勤務時間が40時間を超えた場合「市水道企業職員の給与に関する規程第40条第3項」の規定に基づき、40時間を超えた時間に対して時間外勤務手当(25/100)を支給することとなっているが、同手当の未支給のもの、対象とならない振替時間に対して同手当を支給しているもの及び時間外勤務手当割合が誤って支給されているものが見受けられた。</p>		<p>時間外勤務手当の未支給・過払いについては、週休日の振替簿、時間外勤務命令簿及び時間外勤務手当計算書を再確認し、速やかに支給・戻入の処理を行いました。今後は、職員への規程等の周知を図り、時間外勤務命令簿、時間外勤務手当計算書の確認を徹底し、適正に処理してまいります。</p>
<p>時間外勤務手当について「市水道企業職員の給与に関する規程第40条第1項」の規定に基づく適正な時間外勤務手当が支給されていないものが見受けられた。</p>		<p>適正に時間外勤務手当が支給されていなかった件については、時間外勤務命令簿と時間外勤務手当計算書の実働時間の照合誤りに因るものであり、修正後、速やかに支給・戻入の処理を行いました。今後は、職員各自が時間外勤務命令簿、時間外勤務手当計算書の確認を徹底し、適正に処理してまいります。</p>
水道事業所	平成26年5月12日提出	平成26年5月29日公表

教育委員会

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容
<p>使用料収入において、収入事務受託者が歳入を徴収又は収納したときは、「財務規則第54条第2項」の規定に基づき、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないこととなっているが、10日以上経過してから収入処理しているものが見受けられた。</p>		<p>以前より収入処理は週2回を基本に行っていますが、今後は財務規則の順守を徹底し、遅れを無くすようにしました。</p>
<p>電車で県外出張をした際、「市職員の旅費に関する条例第3条」の規定に基づき、旅費（交通費）を支給することとなっているが、未支給のものが見受けられた。</p>		<p>指摘のありました未支給の旅費については、旅行命令票を確認の上、速やかに支給しました。今後は、支給手続きをした旨を旅行命令票に記載するとともに、旅行命令票と旅費支出伝票との突合を複数の職員により行うことで漏れを無くすようにしました。</p>
総務課	平成26年5月8日提出	平成26年5月29日公表

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容
<p>時間外勤務手当について「市職員の給与に関する規則第48条第1項」の規定に基づく適正な時間外勤務手当が支給されていないものが見受けられた。</p>		<p>指摘の事項につきましては、時間外勤務手当の過払いとなった者に対しては戻入を行い、未支給の者に対しては追加支給を行いました。今後は、時間外勤務命令簿、時間外計算書及び出退勤記録の確認を徹底し、適正に処理してまいります。</p>
<p>同一週以外に週休日の振替を行った結果、1週間の正規の勤務時間が40時間を超えた場合「市職員の給与に関する条例第19条第3項」の規定に基づき、40時間を超えた時間に対して時間外勤務手当（25/100）を支給することとなっているが、同手当が支給されていないものが見受けられた。</p>		<p>指摘の事項につきましては、週休日の振替簿及び時間外勤務命令簿を確認し、該当者へ追加支給を行いました。今後は、時間外勤務命令簿と併せて週休日の振替簿の確認を徹底し、適正に処理してまいります。</p>
スポーツ振興課	平成26年4月23日提出	平成26年4月30日公表
<p>※平成26年度より教育委員会から市民生活部へ組織改変されたため、監査の結果に基づく措置通知は市長より提出。</p>		

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容
<p>同一週以外に週休日の振替を行った結果、1週間の正規の勤務時間が40時間を超えた場合「市職員の給与に関する条例第19条第3項」の規定に基づき、40時間を超えた時間に対して時間外勤務手当(25/100)を支給することとなっているが、同手当が支給されていないものが見受けられた。</p>		<p>指摘のありました未支給の時間外勤務手当(25/100)については、追加支給を行いました。今後は、条例、規則等を遵守し適正な事務処理に努めます。</p>
中央図書館（中央図書館）	平成26年5月9日提出	平成26年5月29日公表

監査の結果		監査の結果に基づく措置内容
<p>時間外勤務手当について「市職員の給与に関する規則第49条第1項」の規定に基づく適正な時間外勤務手当が支給されていないものが見受けられた。</p>		<p>指摘のありました時間外勤務手当については、正しい率で追加支給を行いました。今後は、条例、規則等を遵守し適正な事務処理に努めます。</p>
中央図書館（佐野図書館）	平成26年5月9日提出	平成26年5月29日公表